CORPORATE GOVERNANCE

TOYO SHUTTER CO., LTD

最終更新日:2019年6月20日 東洋シヤッター株式会社

代表取締役社長 岡田 敏夫

問合せ先:執行役員経営企画統括部長 野中 真也 Tel:06-4705-2125

証券コード:5936

http://www.toyo-shutter.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

(基本的な考え方)

当社はステークホルダーおよび社会から信頼される企業を目指し、効率性、健全性、透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと考えております。

経営機関制度は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会、監査機関として監査役会を基本としております。また、経営の意思決定・監督と業務の執行体制の分離を促進するため執行役員制度を導入している他、複数名の社外取締役の参加により透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

(基本方針)

【株主の権利・平等性の確保】

当社は全ての株主に対して平等性及び権利を確保し、速やかな情報開示に努めております。また、定時株主総会は従来からいわゆる「集中日」を避け、多くの株主が参加できるよう努めております。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は経営理念で「企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに社会の進歩発展に貢献する」を掲げており、製品を通じて社会と共に成長・発展を目指しております。

【適切な情報開示と透明性の確保】

四半期毎に会社の財政状態・経営状況を開示するとともに、中期経営計画等の策定が行われた場合においても速やかに開示しております。また、第2四半期・本決算発表後においては機関投資家向けに代表取締役社長による決算説明会を開催しております。

【取締役会等の責務】

当社の3年先までの目標·活動を具体化した中期経営計画により、会社の戦略的方向性を定めております。また、経営の意思決定·監督をする取締役と、業務執行を担当する執行役員を選任しており、迅速な経営の実現に取り組んでおります。

なお、独立した客観的な立場から経営陣に対する監査を実施するため、その機能を発揮するために必要な企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、マクロ政策等の専門領域における高い見識や豊富な経験を持つ社外取締役・監査役を選任しております。 【株主との対話】

当社では、「R担当役員を選任するとともに、経理部を「R担当部署としております。また、中長期的な株主利益と合致する投資方針を有する機関投資家が、対話を希望する場合には面談等によりその機会を極力提供し、上場会社としての説明責任を全うするとともに、建設的な対話の中で得た貴重な意見や要望を、その後の経営に活かすために「R担当役員が直接面談に臨んでおります。

個別面談以外にも、第2四半期と本決算発表後に、代表取締役社長による機関投資家向け説明会を実施しております。

当然のことながら、対話に際してはインサイダー情報が含まれないように注意しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係強化を目的として、政策保有株式を保有しております。

政策保有株式については縮減を念頭に置き、取締役会でその保有目的については、中長期的な経済合理性や定性的な戦略面から検証を行い、その保有の狙い・合理性について確認しております。検証の結果、保有の意義が認められないと判断した場合は、適宜売却の方針としております。

本年度、上記の観点で取締役会において保有の意義を確認した結果、継続保有を決定しました。

議決権行使につきましては、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社の企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役や主要株主との取引については、法律及び当社規則に従い、社外取締役、社外監査役が出席する取締役会の決議又は所定の決裁手続 きを通じて取引条件の相当性をチェックすることとしております。また、事後に行われる監査役や会計監査人による監査の対象にもなっておりま す。 当社は、これらの事前・事後の手続きを通じて、関連当事者取引及び株主共同の利益が害される事態の防止に努めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、東洋シヤッター企業年金基金を通じて、企業年金の運用を行っております。企業年金基金に対して、会社からは運用に適切な資質を もった管理部門の人材を代議員として複数名選出しております。また、運用に関しては、受益者の利益の最大化及び利益相反取引の適切な管理 を目的に、運用状況の確認・モニタリングを行い、必要に応じて意見を具申することとしています。

【原則3-1-1 経営理念や経営戦略·中期経営計画】

経営理念や経営戦略、中期経営計画は当社ホームページにて開示しています。

http://www.toyo-shutter.co.jp/profile/greeting.html

【原則3-1-2 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「! - 1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3-1-3 報酬の決定方針】

当社の取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、基本報酬は当社グループの経営方針に基づき、役員が中長期的に業績 を発展させ、企業価値の最大化に資するように考慮しております。これに従い、業績、役位、職責等を総合的に勘案し、株主総会で承認されました 報酬枠の範囲内においてその額及び配分を、取締役については取締役会において、監査役においては監査役会における協議により決定しており ます。取締役の報酬については、独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を十分に尊重いたします。

なお、基本報酬は固定給制度を採用しておりますが、前年度の業績を反映させた報酬となっております。

また、報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書「 .1.取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

【原則3-1-4 取締役・監査役の選解任方針・手続】

取締役には、社内および社外とともに、国籍、経歴、性別を問わず人格・見識に優れた人物であることを求めております。その上で、業務執行を担 当する取締役については、豊富な業務上の専門知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役については、出身分野における豊富な知識と 経験を有する人物を候補者としております。

また、候補者選任にあたり、その候補者の経営に対する経験や能力を総合的に勘案した上で独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に 諮問し、同委員会の答申を十分に尊重し、取締役会において決議いたします。

監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な 専門性を有する者を複数選任することとしています。

具体的には、監査役(社内)は、財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富 な知識、経験を有する者から選任することとしています。

なお、取締役の解任は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を十分に尊重し、取締役会の決議に基づき株主総会に付議いたします。

【原則3-1-5 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名の理由】

(個々の略歴・選任理由等につきましては、第64回定時株主総会招集ご通知の参考書類をご参照〈ださい。)

http://www.toyo-shutter.co.jp/library/64shoushuu.pdf

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は「取締役会規則」・「経営会議規則」を定め、取締役会で審議報告すべき事項及び経営会議に委任すべき事項を明確に定めています。 取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割としております。

経営会議は、取締役及び執行役員を中心に構成され、取締役会で決定された方針の具体化や事業部間に跨る課題の対策を協議し、対処しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社では独立社外取締役判断基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準(「上場管理等に関するガイドライン」)に加え、監督機能を発揮するために高い専門性と豊富な経験を有していることを独立性の判断基準とします。

但し、ガイドライン上の、(1)当社を主要な取引先とする者、(2)当社の主要な取引先である者、(3)役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントの定義は下記の通りです。

- (1)当社を主要な取引先とする者とは取引先の年間連結売上高の2%以上であること
- (2)当社の主要な取引先である者とは当社の年間連結売上高の2%以上の取引がある、又は年間連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者であること
- (3)役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているとは、当社から弁護士・公認会計士・税理士等コンサルタントとして取締役・監査役報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を支払っている者、または恒常的に顧問契約を締結している者であること

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、法令、定款及び当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。

取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役の 員数を10名以内としております。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び識見を有する者による意見を当社の経営方針に適切 に反映させるため、社外取締役を複数名選定します。

取締役の選任につきましては、取締役会は、社内取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任しております。また、独立社外取締役候補者については、監督機能を十分に発揮するため、企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有し、社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる者を選任することとしております。なお、取締役候補者につきましては、その候補者の経営に対する経験や能力を総合的に勘案した上で独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を十分に尊重し、選任いたします。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

·堀井昌弘(社外取締役)

岩谷産業株式会社社外監査役

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会は1ヶ月に1回程度開催(2018年度は9回)しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

その場合でも3日前には招集通知を行い、十分な審議・検討時間を確保しております。

また、当社は2018年度における取締役会について、取締役を中心とした8名に対してアンケート方式による自己分析・評価を行いました。なお、その集計内容につきましては取締役会で報告し、議論を行いました。

その結果として、当社は構成面やガバナンスにおいて多角的な視点から取締役会が開催されており、実効性に問題はないとの結論に至りました。 一方で、業務提携先であるハーマン社とコミュニケーションを一層強化すべきという提言がありました。

今後さらに取締役会の実効性を高めるため、取締役とハーマン社との意見交換会の場を従来以上に設定するなど上記提言への対応を行いつ つ、取締役会の機能の向上に努めてまいります。 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役及び監査役に対して、外部機関による研修を年間2回以上受講するプログラムを作成しております。具体的には取締役に対してはコンプラ イアンスを中心に、監査役に対しては内部監査を中心とした研修を2015年度から実施しております。2019年度も同様の研修に加え、法務・会計知 識向上の研修を実施いたします。それ以外にも取締役・監査役が外部機関主催の研修会へ参画する機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話方針】

当社では、IR担当役員を選任するとともに、経理部をIR担当部署としております。また、中長期的な株主利益と合致する投資方針を有する機関投 資家が、対話を希望する場合には面談等によりその機会を極力提供し、上場会社としての説明責任を全うするとともに、建設的な対話の中で得た 貴重な意見や要望を、その後の経営に活かすためにIR担当役員が直接面談に臨んでおります。

個別面談以外にも、第2四半期と本決算発表後に、代表取締役社長による機関投資家向け説明会を実施しております。

当然のことながら、対話に際してはインサイダー情報が含まれないように注意しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト アカウント ハーマン ベタイリグングス ゲーエム ベーハー	1,200,000	18.93
東洋シヤッター取引先持株会	756,480	11.94
東洋シヤッター従業員持株会	428,928	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	422,000	6.66
株式会社みずほ銀行	313,374	4.94
下村正一	193,000	3.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	167,300	2.64
愛知電機株式会社	125,444	1.98
日本生命保険相互会社	119,207	1.88
中央不動産株式会社	114,159	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
K	月 11年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
堀井 昌弘	弁護士											
マーチン・ハーマン	他の会社の出身者											
水野 久美子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- n 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀井 昌弘		さくら法律事務所の代表弁護士であります (現任)。 岩谷産業株式会社の社外監査役であります(現任)。	弁護士としての豊かな経験と優れた識見を、当社の経営に活かしていただくためであります。 また、兼職先と当社と取引等の利害関係は無く、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反取引が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
マーチン・ハーマン		当社の主要株主であるハーマン・ベタイリ グングス有限会社の業務執行者でありま す(現任)。	海外企業経営者としての豊かな経験と優れた 識見を当社の経営に活かしていただ〈ためであ ります。

水野 久美子

水野会計事務所の所長であります(現

公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営に活かしていただくためであります

また、兼職先と当社と取引等の利害関係は無 〈、東京証券取引所が定める一般株主と利益 相反取引が生じるおそれのないことから、独立 役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取 締役

補足説明

当社は2018年10月26日付で、取締役の指名及び報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人である栄監査法人から、監査役会は年4回会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査に関連した必要事項についても適宜 報告を受けております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役はコンプライアンス統括部長より、適宜内部統制システムの整備状況及び運用について報告を受けております。また、業務監査部は全部署を定期的に監査しており、その内容については監査役に全て報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名	12 W	会社との関係()												
CC TO	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
津田 尚廣	弁護士													
嶋田 薫	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 尚廣		なにわ橋法律事務所の代表社員であります(現任)。 株式会社PGSホーム社外監査役であります(現任)。	弁護士としての豊かな経験と優れた識見によります。 当社となにわ橋法律事務所は、法律顧問契約を締結しておりますが、他の兼職先も含め、当社と特別な利害関係はありません。
嶋田 薫		嶋田薫公認会計士税理士事務所の所長 であります(現任)。	公認会計士及び税理士としての豊かな経験と優れた識見によります。 また、兼職先と当社と取引等の利害関係は無 〈、東京証券取引所が定める一般株主と利益 相反取引が生じるおそれのないことから、独立 役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

現状、取締役の報酬は定額制で固定給部分のみとなっておりますが、その固定給部分については前年度の業績を反映させた報酬となっております。

また、中長期の業績を反映すること及び株主と株価リスクを共有する観点から、社外取締役・社外監査役以外は当社役員持株会に全員入会し、 購入した株式は在任期間中、その全てを保有しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明^更

役員報酬の総額

当社の取締役に支払った2018年度における支給総額は135百万円です。 当社の監査役に支払った2018年度における支給総額は33百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針

の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬は当社グループの経営方針に基づき、役員が中長期的に業績を発展させ、企業価値の最大化に資するように考慮しております。これに従い、業績、役位、職責等を総合的に勘案し、株主総会で承認されました報酬枠の範囲内(取締役報酬 月額3,500万円以内、監査役報酬 月額1,000万円以内)においてその額及び配分を、取締役については取締役会において、監査役においては監査役会における協議により決定しております

なお当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は取締役会ですが、取締役の報酬については、独立社外役員が過半数 を占める指名報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を十分に尊重し、決定いたします。

また、基本報酬は固定給制度を採用しておりますが、前年度の業績を反映させた報酬となっております。

その報酬額については、フロー収益を重視する目的から当期純利益と経常利益の期首目標対比をマトリクス表に当てはめて、その評価結果を 以って基本俸の俸額表により役職別に決定することとしております。賞与は社内・社外関わらず支給しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制

取締役会の議題及び審議資料については総務部より事前に電子メールにて送付しております。

また、独立社外取締役に対しては、取締役会の議題以外にも必要とされる情報が提供され、事業内容の把握にも繋がるため、経営会議等への参加を要請しております。

社外監査役へのサポート体制

社外監査役を補佐する専任の担当セクションは設けておりませんが、社内監査役から必要な情報が随時提供されており、また業務監査部から監査報告は監査役会に定期的になされています。監査役間では監査役会の他に常時情報交換を行っており、社外監査役にも必要な情報は伝達されております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

2018年度においては、取締役会を9回開催し、重要事項の決定、業務報告を行いました。監査役会は11回開催され、監査役監査基準に準拠した 監査の方針、分担を決定し、経営の監督状況の報告、意見交換を行いました。業務監査部は内部監査規程に基づき、業務部門の監査を実施しま した。コンプライアンス委員会も4回開催し、コンプライアンスの教育徹底等について審議しました。

当社は、執行役員制度導入により、経営と業務執行をできる限り分離し、経営と業務執行双方の充実を図っております。また、コーポレート・ガバナンス充実のために、業務執行部門から独立したコンプライアンス統括部を設置し、傘下のリスク管理部、業務監査部、品質管理部を通じて、監査役と連携しつつ、当社グループの内部統制の充実に向けて活動しております。

また、当社の会計監査人である「栄監査法人」より監査役会が年4回会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査に関連したコーポレート・ガバナンス体制の充実等についても適宜アドバイスを受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、玉置浩一公認会計士(監査年数1年)、清水章夫公認会計士(監査年数3年)であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名です。

併せて、顧問弁護士事務所である「弁護士法人なにわ橋法律事務所」、「三好総合法律事務所」に対しても、必要に応じて随時アドバイスをお願いしております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役は当社出身の取締役だけでなく、他の会社出身の取締役も選任しており、客観的な経営判断が下せる体制と判断しております。 又、社外監査役を選任しており、中立的な立場から経営を監視できる体制を整備しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年より、招集通知発送日の1日前に招集通知を当社ホームページで開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会集中日と予測される日を避けて設定しています。(2019年は6月20日(木) 開催)
電磁的方法による議決権の行使	2016年より、証券代行会社提供サイトによる電磁的な議決権行使を利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2016年より電磁的な議決権行使は可能となっておりますが、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」の参加については、当社の機関投資家比率が少ないこと及び機関投資家から議決権行使に関する特段の要求がない等の理由により議決権電子行使プラットフォームの利用はしておりません。
招集通知(要約)の英文での提供	当社の外国人株主数比率が少ないことから、招集通知の英文提供はしておりません。
その他	当社ホームページに招集通知・決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身る説 明の無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	第2四半期・本決算発表後、社長自身による決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRニュース、財務情報、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部が担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「TS役職員行動規範」に各ステークホルダーに対する尊重の精神を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境問題は避けて通ることができない経営課題と考えており、「環境方針」を 定めてクールビス・ウォームビズに取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社「情報開示規定」に則り、適時開示を行える体制を整備し、ステークホルダーに必要な情報提供を行っております。又、適時開示した情報は、当社ホームページにも掲載しております。
その他	当社は役員への女性の登用につきましては、本報告書提出日現在において女性取締役1 名を選任しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を変更することを決議しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり業務の適正および財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番5の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社及びグループ会社は会社経営を取り巻〈各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。
- (2)当社は、各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織としてコンプライアンス統括部を設置する。 コンプライアンス統括部 には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- (3)コンプライアンス統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部がリスク管理に係わる規程を定め行動する。
- (4)役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。
- 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。
- (2)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で 権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。
- (2)当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。
- (3)役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への 全社的対応の方針協議を行う。
- (4)内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
- (5)監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 6.株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- (1)当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。
- (2)グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。
- (3)グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。又、内部監査の報告を代表取締役に行うものとする。
- (4)同じく、コンプライアンス統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- (5)監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 7.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に 関する事項
- (1)監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
- (2)但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
- (3)監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (4)監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。
- 8. 監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

- (2)前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。
- ・当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
- ·内部監査の活動状況。
- ・重要な会計方針、会計基準及びその変更。
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容。
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
- (3)前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- (4)監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- 9.財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1)財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。 (2)内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

- (1)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (2)反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、コンプライアンス統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社に関する重要な情報(証券取引法等の「諸法令」、証券取引所の定める「適時開示規則」に定める重要事項)の開示が公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、情報開示に係る基本方針として「情報開示規程」を制定し、体制整備を行っています。

1.情報開示規程の概要

- (1)「諸法令」、取引所の定める「適時開示規則」に従い情報開示を行います。また、「諸法令」や「適時開示規則」が定める重要事実に該当しない情報であっても、広〈投資者に有用と判断されるものは、できる限り迅速、正確かつ公平に開示します。
- (2)情報開示責任者を定め、情報開示責任者に適時開示に関する情報を集約し、適時開示すべき情報を入手したときは、取締役会の決裁を経て 開示します。
- (3)社内における情報の報告体制を構築しています。

2.適時開示に係る社内体制の概要

- (1)当社では、取締役会のもと、情報開示責任者を中心に、社内各部門と連携して適時開示の対象となる会社情報の共有化に努めています。
- (2)コンプライアンス統括部において、内部監査を通じ、情報が適切に処理されているかのチェックを行っています。
- (3)監査役会においては、取締役会他重要な会議等に出席し会社情報の開示が適切に処理されているかチェックを行っています。

